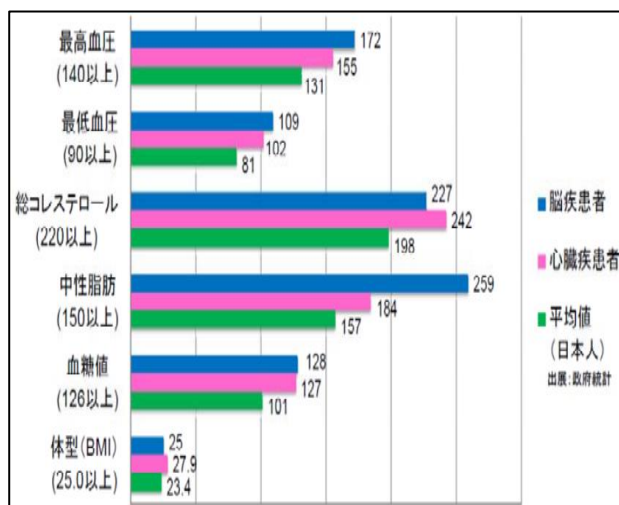
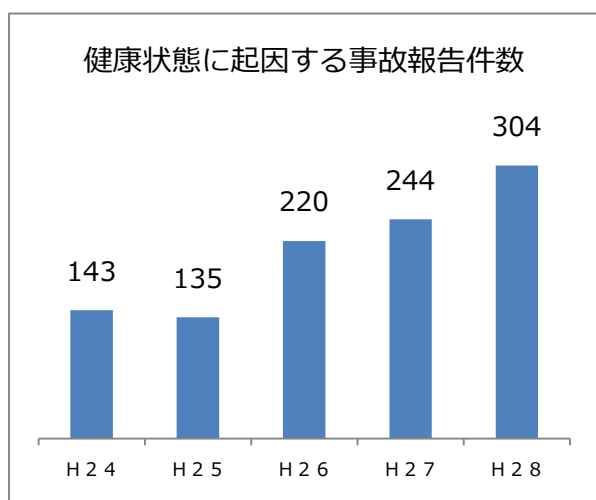


運輸事業者向け 健康起因事故の防止への第一歩
～ 血圧計連携システム開発のお知らせ ～

アルコール検知器及び点呼システム機器を開発・販売する東海電子株式会社(本社:静岡県富士市 代表取締役社長:杉本 一成)と運行管理システムを開発・販売する有限会社アネストシステム(本社:熊本県熊本市 代表取締役社長:尾田 真)は、オムロン ヘルスケア株式会社(本社:京都府向日市 代表取締役社長:荻野 勲)の自動血圧計<健太郎>と当社アルコール検知器 ALC-PRO II と連携するシステムを2018年3月末より発売開始いたします。

1. 背景

近年増加し続ける健康起因事故の防止策として、国土交通省では平成24年に改訂版「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」を公表しました。しかしながら、平成28年までの健康状態に起因する事故報告件数は未だ減少傾向は見られません。



また、健康起因事案を起こした運転者については、日本人平均に比べ、一般的な健康関連指標の数値が悪い傾向があることが分かっています。

左: 国土交通省発表資料 <http://www.mlit.go.jp/common/001210258.pdf>

右: 『事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル』 https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/jg/manual_kenkoukannri.pdf

そこで当社では、事業者における従業員の健康への関心の高まり・健康起因事故の防止対策として、「法令で必ず実施することが義務づけられた点呼時のアルコールチェック」という日々欠かせない日常業務のタイミングを有効に使って、日常の健康状態等を把握するための機器として「点呼時の血圧測定」を推奨・啓発すべく、アルコール検知器 ALC-PRO II と自動血圧計<健太郎>を連動させたシステムを有限会社アネストシステムと開発し、2018年3月末から発売開始することと致します。

運輸事業者向け 点呼時アルコール測定&血圧測定 連動システム

	 <p>※開発中の画面です 製品版とは異なる場合があります</p>	
<p>業務用アルコール測定システム ALC-PRO II Ver2.5</p>	<p>アルコール測定&血圧測定 連動アプリケーション</p>	<p>自動血圧計 <健太郎></p>
<p>定価：306,000円（税別）</p>	<p>定価：50,000円（税別）</p>	<p>メーカー希望小売価格 HBP-9020-JP：298,000円（税別） HBP-9021-JP：398,000円（税別）</p>
		

2. システム概要

- 東海電子 アルコール検知器 ALC-PRO II Ver2.5
モデル名：T-ALC-P200
測定アプリケーション：ALC-Rec（測定動画 記録・保存機能つき）
- オムロン ヘルスケア 自動血圧計<健太郎>
型番：HBP-9020-JP, HBP-9021-JP
医療機器分類：管理医療機器 特定保守管理医療機器
- アネストシステム 点呼時アルコール測定&血圧測定 連動アプリケーション
機能：アルコール測定結果&血圧測定結果表示・CSV出力機能

3. PC必要スペック

- OS：Microsoft Windows 10（GPU、メモリ HDD 等は ALC-Rec アプリに準じます）
- 必要インターフェイス：RC-232C 2ポート（アルコール検知器用と血圧計用に各1）
：USB 1ポート（測定動画・写真用）
IC 免許証リーダ使用時には USB 1ポートが別途必要

4. 発売時期・価格

- 2018年3月末より発売
- 血圧連携アプリケーションの価格は5万円（税別）を予定

★★本件に関する問い合わせ先、資料請求先★★

東海電子株式会社 営業部 東京都立川市曙町 2-34-13
 オリピック第3ビル 203号室 TEL:042-526-0905/FAX:042-526-0906
 E-mail: info@tokai-denshi.co.jp URL: www.tokai-denshi.co.jp

第4章 就業、乗務及び運行における判断と対処

事業用自動車の事業者には、以下の法令上の義務が定められており、これらの着実な実施により運転者の健康管理を行わなければならない。

- (1) 健康診断の義務付け、健康状態の把握、疾病等のある乗務員の乗務禁止
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条及び第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条及び第20条)
- (2) 運行管理者による点呼実施
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)
- (3) 運転者の適性診断
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条)
初任・高齢運転者のほか、過去に事故等を起こした運転者を対象に、運転行動・態度等の測定のほか、生活習慣、健康状態、睡眠時無呼吸症候群(SAS)に係る問診を把握。必要な改善策を指導・助言。
- (4) 運行管理者の講習
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4、貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条)
運行管理者に対する法定講習(2年に1回の受講を義務付け)において、健康管理の把握の重要性や法令上の義務についての講習を実施。
- (5) 緊急時の体制整備
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2)
車両運行中の乗務員の体調変化等による運行中止等の判断・指示を適切に実施するための体制を整備。
- (6) 健康状態の報告義務
(旅客自動車運送事業運輸規則第50条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第17条)
疲労、疾病その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがある場合、その旨の申し出を実施。

事業用自動車の運転者の乗務可否の判断及びその対処は、以下の3つの段階に大別できる。

1. 就業上における判断・対処

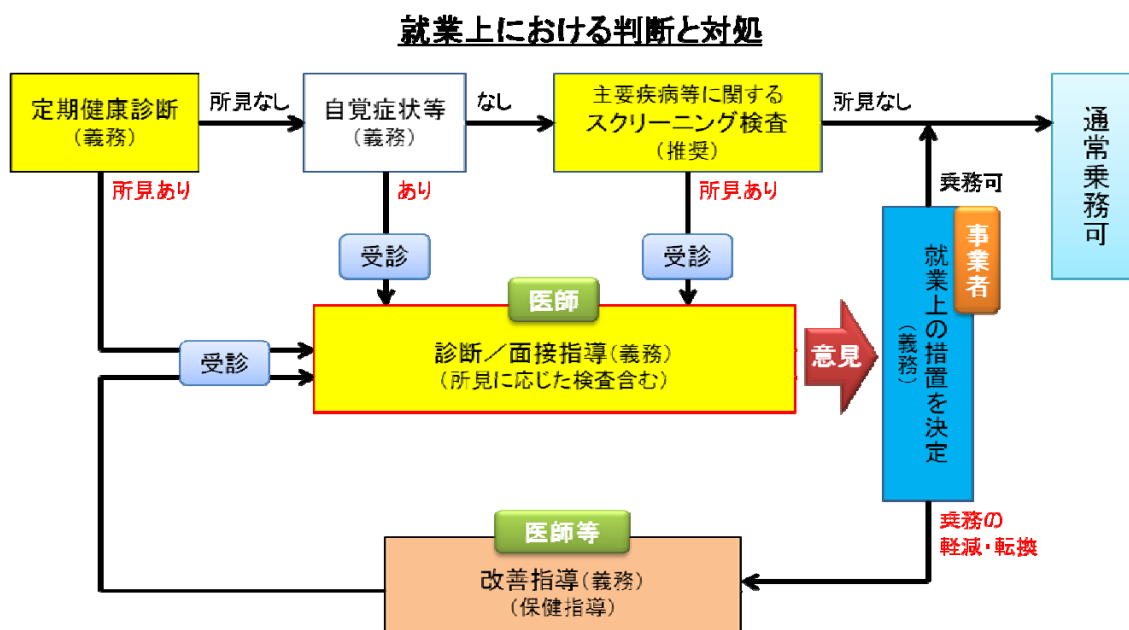
1. 1. 運転者の健康状態の把握

定期的実施することが義務付けられている健康診断を受診させるとともに、同健康診断において所見が認められなかった運転者に対して、一定の病気等に係る外見上の前兆や自覚症状がないかを確認する。また、自覚症状等がない運転者に対して、主要疾病等に関するスクリーニング検査を実施し、着実かつ早期の発見に努めることが望ましい。

これらの結果等に基づき、医師による診断や面接指導を受診させる等により、運転者の健康状態を把握する必要がある。

1. 2. 就業上の措置の決定

医師からの意見を踏まえ、就業上の措置を決定するとともに、運転者の健康管理を実施する。また、運転者の健康状態を継続的に把握し、その結果に応じて就業上の措置を見直す。



2. 乗務前における判断・対処

乗務前（点呼時）に運転者の健康状態を確認し、乗務に係る判断を行う。

3. 乗務中における判断・対処

運転中に健康状態が悪化し、安全な運行に支障を及ぼすおそれがある状況になった場合の対処方法をあらかじめ周知する。

<乗務前点呼において運転者の健康状態について確認すべき事項>

（一般事項）

【点呼者による運転者の健康状態の確認の手順】

- 運転者を指定した至近距離（立ち位置を明示）において、以下の確認事項を確認する。
- 上記の確認の際に、運転者の顔色、声色等運転者自身の雰囲気併せて確認することにより、運転者の健康状態を確認する。

脳・心臓疾患に係る前兆や自覚症状のうち特に対応の急を要するもの

- （1）左胸、左肩から背中にかけて、痛みや圧迫感、締め付けられる感じがする
- （2）息切れ、呼吸がしにくい
- （3）脈が飛ぶ、胸部の不快感、動悸、めまいなどがある
- （4）片方の手足、顔半分の麻痺、しびれを感じる
- （5）言語の障害が生じている
- （6）片方の目が見えない、物が二つに見える、視野の半分が欠けるなどの障害が生じている
- （7）強い頭痛がする

平時での状態との比較など総合的に乗務可否を判断するもの

- （8）熱はないか。
- （9）疲れを感じないか。
- （10）気分が悪くないか。
- （11）腹痛、吐き気、下痢などないか。
- （12）眠気を感じないか。
- （13）怪我などで痛みを我慢していないか。
- （14）運転に悪影響を及ぼす薬を服用していないか。
- （15）その他健康状態に関して何か気になることはないか。

乗務前点呼にかかわらず、運転者自身が常に確認しておくことが望ましい。

＜乗務前点呼において運転者の健康状態について確認すべき事項＞

疾病等を治療中の運転者に対して確認すべき特別事項

項目	確認事項
1. 高血圧症	(1) めまいはないか。
	(2) 頭が重い、あるいは痛くないか。
	(3) 動悸がしないか。
	(4) 脈が乱れることがないか。
2. 心血管性疾患	(1) 動悸がしないか。
	(2) 脈が乱れたり、極端におそくなることはないか。
	(3) 息切れはしないか。
	(4) めまいはないか。
	(5) 気分はどうか。
	(6) 胸痛はないか。
3. 糖尿病	(1) のどが異常にかわくことがないか。
	(2) だるさ、疲れがひどくはないか。
	(3) 冷や汗が出る感じがいないか。 (低血糖のおそれあり)
	糖尿病である場合、高血圧症や心血管系疾患を併発するおそれがあるため、高血圧症や心血管系疾患の項目についても併せて確認する必要がある。
(その他の疾病については適宜追加)	

乗務前点呼にかかわらず、運転者自身が常に確認しておくことが望ましい。